

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正について

1 改正の概要

「電気事業法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)」が平成 26 年 6 月 18 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）」が一部改正されることに伴い、同条例施行規則の関係法令規定部分を修正するものである。具体的な内容は以下のとおり。

2 電気事業法の改正

別表第 1 の 5 の項（1）イで引用している同法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「一般電気事業者」が同法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「小売電気事業者」となることから、所要の改正を行うものである。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日